

○追手門学院大学教育後援会慶弔に関する取扱基準

(1977年8月8日制定)

(目的)

- 1 この基準は、追手門学院大学教育後援会会員の慶弔金及び教職員の弔慰金について定めるものとする。

(祝金)

- 2 会員に慶祝事項のあった場合には、次のとおり祝金を贈る。

(1) 会員に特別な慶祝事項があった場合 10,000円

(弔慰金)

- 3 会員及び教職員並びにその家族が死亡した場合には、次のとおり弔慰金を贈るものとし、ほかに、供花または柩料等(実費)を添えることが出来る。

(1) 会員及びその家族が死去した場合 10,000円

(2) 教職員が死去された場合 10,000円

(3) 教職員の父母及び家族が死去された場合 10,000円

ただし、父母及び家族を共通にする教職員の場合は、そのいずれか1名のみ贈るものとする。

(その他)

- 4 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会がこれを定める。

(基準の改廃)

- 5 この基準の改廃については、教育振興会会則に定める役員会の議を経て、総会の承認により行う。

附 則

この基準は、1977年8月8日から施行する。

附 則

この基準は、1993年7月15日から施行する。

附 則

この基準は、2005年4月5日から施行する。

附 則

この基準は、2014年7月5日から施行する。